

介護職員等特定処遇改善計画書(指定権)

特定加算Ⅰの場合は、該当するものを選択してください。  
 特定加算Ⅱの場合は、すべて取得なしを選択してください。

※ 計画書を届け出る指定権者(県又は市町村)毎に作成していますか?  
 なお、他都道府県分を含めた計画の場合、  
 他都道府県指定分の【別紙様式2(添付書類1)】の提出は不要です。  
 (新潟県内の全ての指定権者分を提出してください。)

長岡市

介護保険事業所番号(上段) 事業所の名称(中段) サービス名(下段)		算定する特定処遇改善加算の区分	現行の処遇改善加算の取得区分	サービス提供体制強化加算等の取得状況			介護職員等特定処遇改善加算額(見込額)	賃金改善所要額(見込額)
1	5	◇◇◇◇◇◇◇◇	特定加算Ⅰ	○	○	○		
ティサービスセンター ○○		特定加算Ⅱ	○				1,800,000	2,088,000
介護予防通所サービス								
①②③それぞれの平均賃金改善額(見込額)・人数				① 540,000円 (2人)	② 252,000円 (4人)	③ 0円 (0人)		
1	5	△△△△△△△△	特定加算Ⅰ	○	○	○		
小規模多機能型居宅介護 ○○		特定加算Ⅱ	○				3,500,000	3,972,000
(介護予防)小規模多機能型居宅介護								
①②③それぞれの平均賃金改善額(見込額)・人数				① 600,000円 (3人)	② 267,000円 (6人)	③ 114,000円 (5人)		
1	5	××××××××	特定加算Ⅰ	○	○	○		
特別養護老人ホーム ○○		特定加算Ⅱ	○				8,000,000	8,490,000
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護								
①②③それぞれの平均賃金改善額(見込額)・人数				① 624,000円 (5人)	② 276,000円 (15人)	③ 123,000円 (10人)		
<p>① 居宅サービス及び介護予防サービスは、上記のように1行にまとめて記載しても、「小規模多機能型居宅介護」、「介護予防小規模多機能型居宅介護」のようにそれぞれ分けて記載しても差し支えありません。</p> <p>② 他都道府県及び市区町村の指定を受けた複数の介護サービス事業所等について一括して届出を行う場合、指定権者毎に作成のうえ、<u>新潟県内の全ての指定権者分を提出してください。</u></p> <p>③ 複数の介護サービス事業所等について一括して申請を行う場合は、この別紙様式2(添付書類1)の他、別紙様式2(添付書類2)及び別紙様式2(添付書類3)を作成してください。</p> <p>【確認ポイント!】</p> <p>※1 総合事業を含む長岡市が所管する事業所・施設の事業所・施設名が全て記載されていますか?</p> <p>※2 長岡市が所管する事業所・施設だけの「体制届」が添付されていますか?</p> <p>※3 他都道府県や市区町村が所管する事業所・施設を一括して届け出る場合、他の指定権者分も作成していますか?また、それぞれの指定権者へも届け出ていますか?</p>								
<p>事業所ごとに、①②③のそれぞれの平均賃金改善額及び人数を記載してください。</p> <p>別紙様式2(添付書類2)の指定権者毎の見込額欄に記載</p>								
							A	B
							13,300,000	14,550,000

※ 計画書を届け出る指定権者(都道府県又は市区町村)ごとに作成すること。  
 ※ A及びBは別紙様式2添付書類2の当該指定権者における金額と一致しなければならない。